

平成26年1月1日施行

医療費請求事務について

ひとり親家庭等医療費支給制度

負担あり 1000/日・(外来診療)

中学生以下、任意親非課税者に負担なし

日高市

健康福祉部 子ども福祉課

公費負担者番号の導入

【1】目的

日高市の医療費支給制度における受診及び請求手続きを簡略化し、受給資格者と医療関係機関の手続きにかかる負担を軽減する。

【2】助成方法

現行の償還払い方式から、公費負担医療制度を導入して、市で助成している医療費を公費負担医療扱いとする方法。

※「償還払い」は、受給者がいったん医療機関等で医療費を支払い、あとで市に医療費の申請をして支払を受ける方式

【3】対象医療制度

- ・日高市ひとり親家庭等医療費支給制度

(対象となる医療費)

- ① 保険診療一部負担金 (1人1か月21,000円未満を限度とします。)
- ② 保険診療の一部負担金 (総医療費1割から3割)
- ③ 入院時食事療養標準負担額は除く
- ④ 入院時生活療養標準負担額は除く

※保険診療一部負担金が1人1か月21,000円以上になった場合は、一部負担金の

徴収した保険診療一部負担金等は、償還払いとなります。

【4】自己負担金

- ・通院 医療機関ごと一人につき 1,000円/月

- ・入院 医療機関ごと一人につき 1,200円/日

※ 中学3年生までの児童(入院・通院ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を超えて中学校等に在学する者)及び住民税非課税者は自己負担無し

※ 処方箋による薬局の自己負担無し

【5】対象医療機関

日高市及び飯能市内の、医科、歯科、保険薬局、訪問看護事業者

※ 柔道整復、鍼灸マッサージなどは、別方式となります。

【6】公費負担医療制度による請求方法について

小児慢性特定疾患、特定疾患などのように、日高市ひとり親家庭等医療費支給制度に設定された公費負担者番号と、患者個別の受給者番号をレセプトに記載して、国保連合会または支払基金に医療費を請求し、その支払いを受ける方法。

【7】レセプト電算処理システムのプログラム修正について

公費負担者番号「83」での請求及び自己負担金徴収に関する処理が対応可能となる

【12】導入時期

平成26年1月1日診療分から。

※現行の償還払い方式は、平成25年12月31日まで。

※公費負担医療は、平成26年1月1日から。

【13】受給資格

(1) 資格の確認方法

- ・受給者証の目視
- ・市役所への電話確認

(2) 受給者証（ピンク）

本書8ページのとおり

(3) 受診時の確認事項

①健康保険証

②国等の公費医療証など

③受給者証

- ・公費負担者番号…8桁
- ・受給者番号…7桁で申請者ごとに異なります。
※申請者単位のため受給者番号が同一番号となります。
例 母・子ども 0007778
- ・受給者氏名…健康保険証との照合をお願いします。
- ・受給者生年月日…健康保険証との照合をお願いします。
- ・受給者住所…健康保険証との照合をお願いします。
- ・自己負担金…有・無（毎年所得審査があるため、6月から自己負担金の有無に変更がある場合があります。）
- ・有効期限…毎年更新となります。

例 平成26年1月1日から平成26年12月31日

【14】受給者証の取り扱い

(1) 受給者証を忘れて受診した場合

【基本】

- ・国などの公費負担医療の一般的な取り扱いに準じます。
- ① 医療機関で医療費を徴収します。
- ② 診療月内に患者が受給者証を持参し、資格が確認できた場合は、医療機関の窓口から患者に返金します。
- ③ 診療月の翌月以降に患者が受給者証を持参した場合は、医療機関の窓口で返金せず、日高市と患者との間で精算します。

【16】 第三者行為

保険者において保険診療が認められた場合でも、ひとり親家庭等医療費支給制度は適用できませんので、医療費の徴収をお願いします。

【17】 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付

保育所、幼稚園、学校等での傷害であって、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付がある場合は、ひとり親家庭等医療費支給制度は適用できませんので、医療費の徴収をお願いします。

※ 問い合わせ先

・ 制度に関すること 日高市役所健康福祉部子ども福祉課子ども福祉担当
TEL 042-989-2111 (代表)

・ 診療報酬の請求に関すること
社会保険診療報酬支払基金埼玉支部
TEL 048-882-6631 (代表)

埼玉県国民健康保険団体連合会 業務二課
TEL 048-824-2902